

付議案第 19 号

福岡市教育委員会職員記章規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 8 年 3 月 16 日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二

理由

福岡市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年福岡市条例第 12 号）の一部改正に伴い、福岡市教育委員会職員記章規程について所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員記章規程の一部改正

福岡市教育委員会職員記章規程（平成 29 年福岡市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 条中「養護助教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

福岡市教育委員会職員記章規程（平成 29 年福岡市教育委員会訓令第 5 号）の一部改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、福岡市教育委員会職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)、臨時的に任用された職員及び任期を定めて採用された職員(助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び学校栄養職員に限る。)を除く。以下「職員」という。)の記章の着用について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、福岡市教育委員会職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)、臨時的に任用された職員及び任期を定めて採用された職員(助教諭、<u>栄養教諭</u>、講師、実習助手及び学校栄養職員に限る。)を除く。以下「職員」という。)の記章の着用について必要な事項を定めるものとする。</p>

## 福岡市教育委員会職員記章規程（平成 29 年福岡市教育委員会訓令第 5 号）の 一部改正案

### 1 改正の理由

福岡市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年福岡市条例第 12 号）の一部改正に伴い、福岡市教育委員会職員記章規程について所要の改正を行う必要があるため。

### 2 改正の内容

令和 8 年度から、新たに栄養教諭を臨時的に任用することに伴い、当該職員に係る記章着用の取扱いについて、規定の整備を行うもの。

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日